大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会の公開について

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会(以下、「会議」という。)の公開については、以下のとおりとする。

1. 議事の公開

会議の議事については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議を非公開とすることが適当であると認めた場合には、会議を公開しないことができる。

2. 会議資料の公開

会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議を非公開とすることが適当であると認めた場合には、会議資料を公開しないことができる。

3. 議事録の公開

会議において議論された内容については、議事録を作成し、公開するものとする。ただし、 上記1により、会議が非公開となった場合は、これを公開しないものとする。また、内容に 応じて、議事要旨を議事録に代えることができるものとする。